

糸田町耐震改修促進計画

糸田町

平成 2 5 年 5 月 策定

令和 3 年 3 月 改定

令和 4 年 2 月 改定

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的	2
2. 耐震化を取り巻く社会動向	3
3. 計画の位置づけ	5

第2章 糸田町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定	7
2. 耐震化の現状	11
3. 耐震改修促進に向けた課題	14

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標	17
2. 計画の骨子	18
3. 施策の概要	
3-1 公共建築物の耐震化	19
3-2 民間特定建築物の耐震化	19
3-3 住宅の耐震化	19
3-4 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	20
3-5 耐震改修促進に資するその他の施策	20

第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担	22
2. 計画の進行管理	22

資料編

1. 耐震改修促進法	24
2. 用語解説	39

第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

耐震改修促進法の改正を受けて、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として「糸田町耐震改修促進計画」を策定した。

その後の東日本大震災の発生や平成31年1月の耐震改修促進法の改正など、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定する。

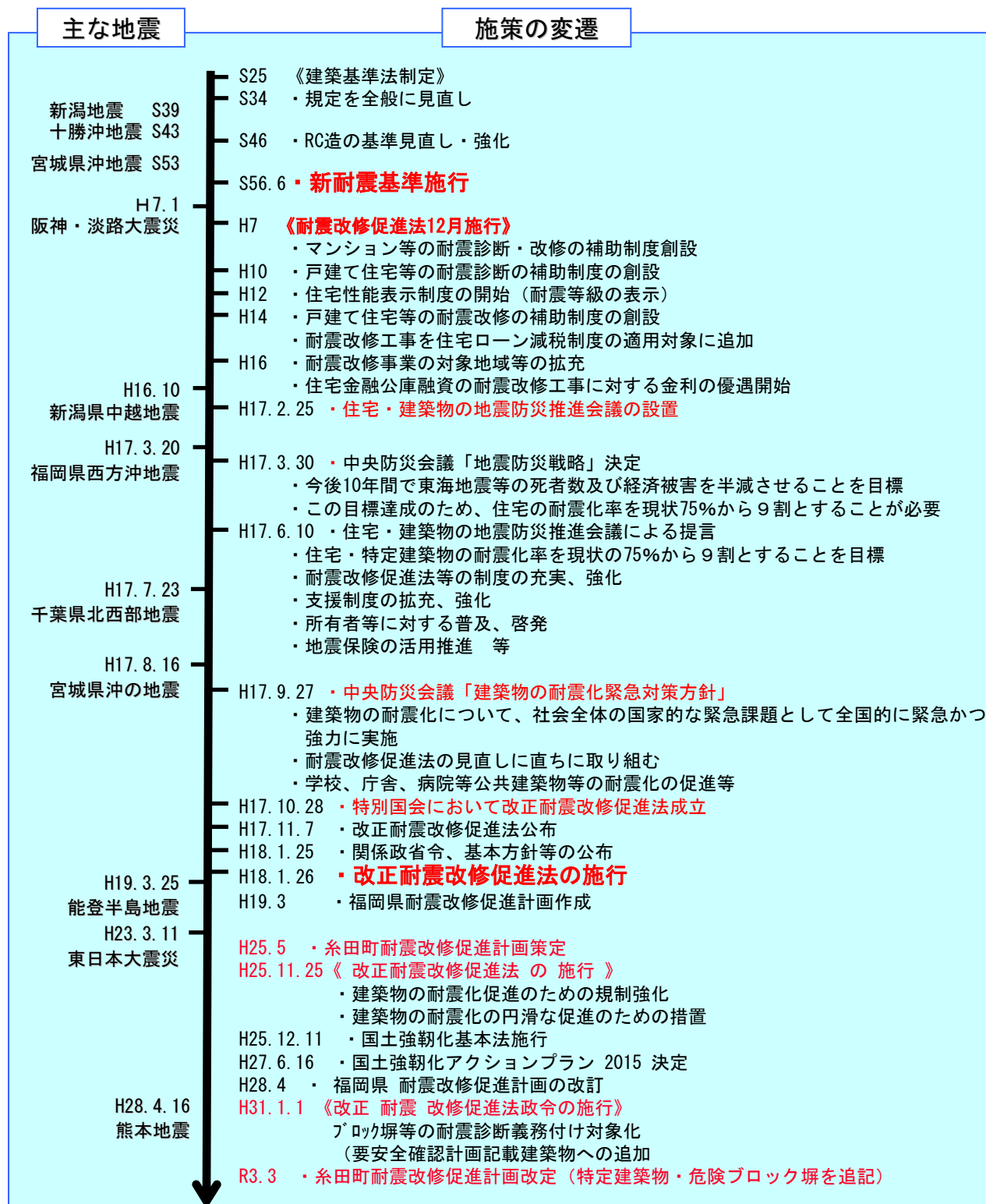
2. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

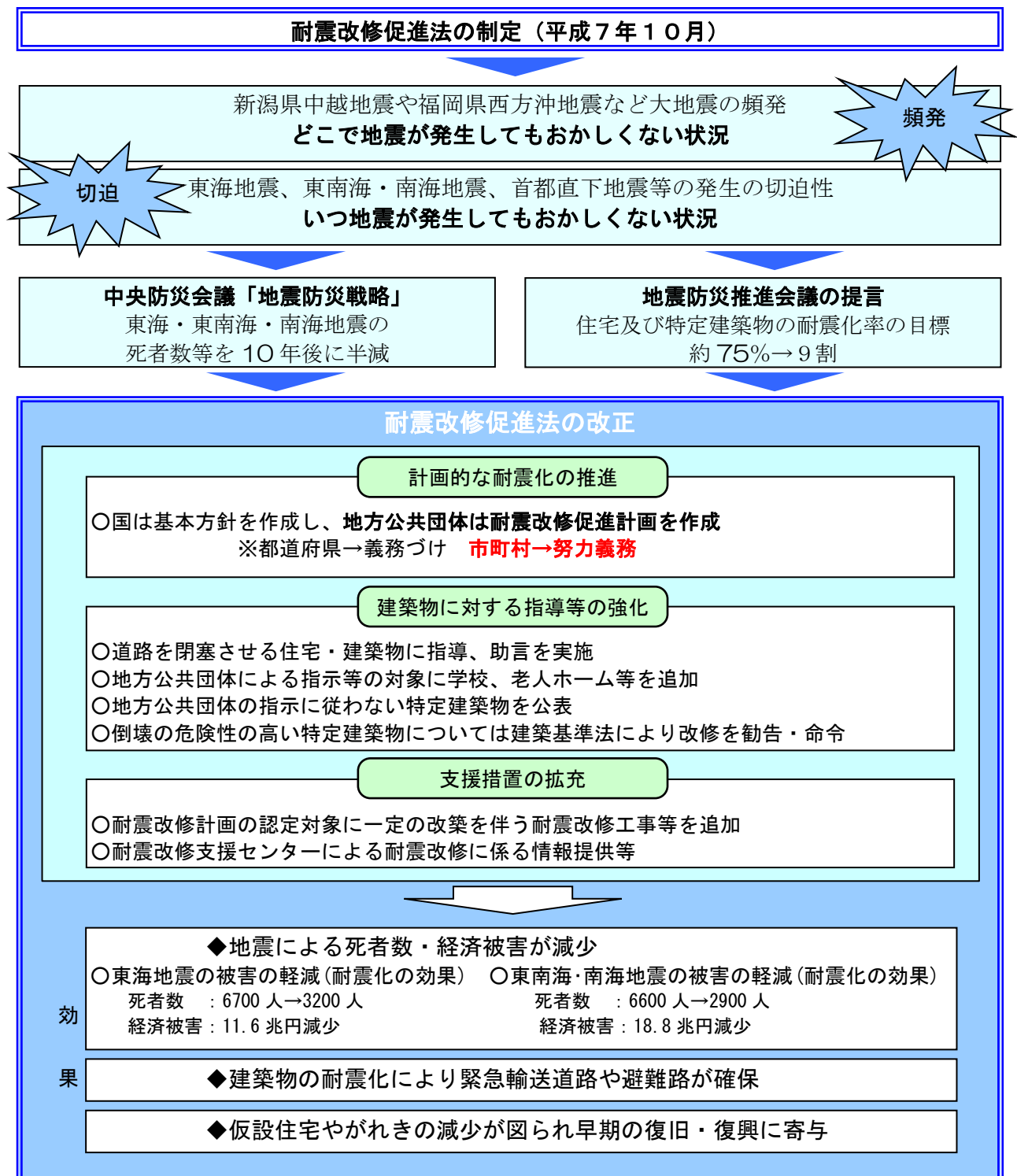
その後、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として平成25年11月及び平成31年1月に耐震改修促進法が改正され、現在に至っている。



(2) 耐震改修促進法改正の概要（平成17年改正）

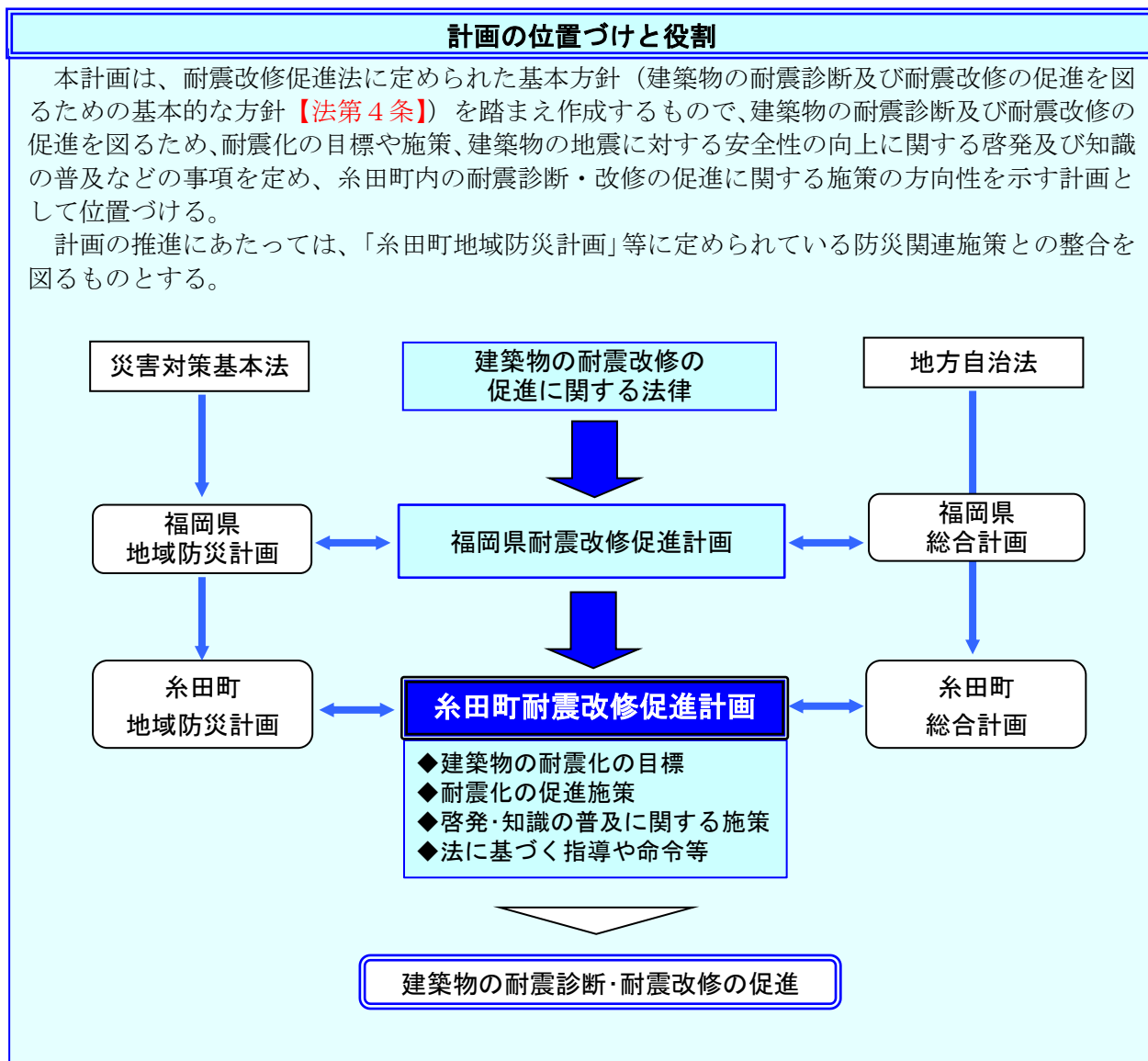
福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生 of 切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。



3. 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割



(2) 計画の期間

計画の期間	
◆計画の期間は 令和13年度 までとする。	
◆必要に応じて計画の見直しを行う。	

(3) 計画の構成

計画の構成			
糸田町 耐震改修促進計画	1. 耐震改修促進計画の趣旨	3. 耐震改修促進計画	
	2. 糸田町における耐震化の課題	4. 計画の実現に向けて	

第2章 糸田町における耐震化の課題

第2章 糸田町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震、及び2016（H28）年4月16日発生の熊本地震では、糸田町において、それぞれ震度4を観測した。

● 直近の本県関係の地震

2016年(平成28年) 熊本地震

年月日	地震規模	被害の概要
2016年4月16日	M7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住宅被害 半壊1棟 一部損壊230棟

● 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。

年月日	震 源	地震規模	各地の地震	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い	久留米、柳川で堀の水のゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近 (糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地陥没。(12日)福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡荏岐、金部村で土蔵被害。
1929年8年8日	福岡県	M5.1	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3：福岡、佐賀、厳原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5：宮崎、人吉 震度4：福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干に被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3：福岡	屋根瓦や壁の崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5：大分 震度4：福岡、山口、宮崎 延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4：福岡 震度3：飯塚、大分、佐賀 下関、山口	文教施設等に若干の被害
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4：久留米 震度3：夜須、大牟田	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱：福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟

(日本被害地震総覧、福岡管区気象台資料より)

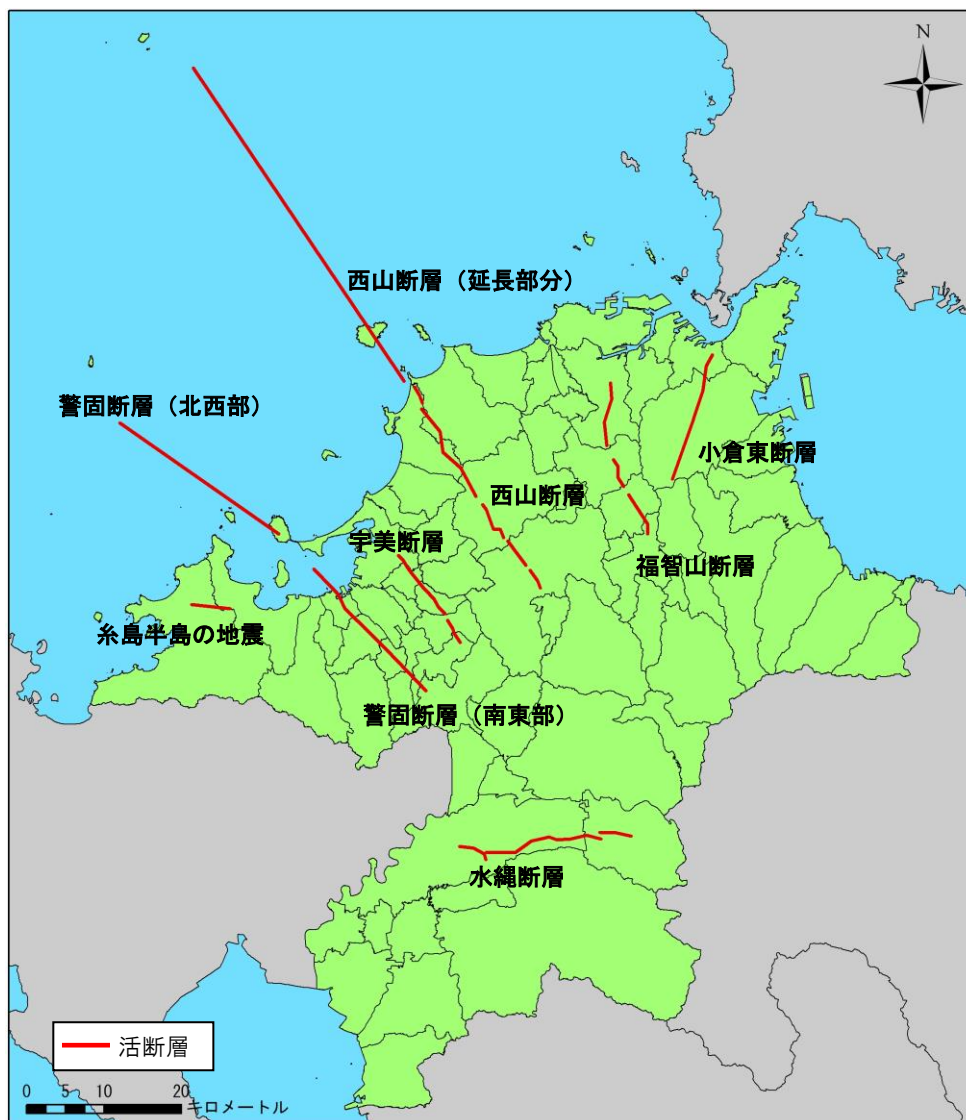
(2) 福岡県地域防災計画における想定

「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成 24 年 5 月 30 日」に示されている、想定地震は次のとおり。

【想定地震】

- もし活動すれば県内 4 地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を想定した。
- 想定震源断層は、下図の断層のうち、福岡市に影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）、北九州市に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、飯塚市に影響を及ぼすと考えられる西山断層、久留米市に影響を及ぼすと考えられる水縄断層の 4 つである。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定した。
- 想定地震の震源断層パラメーター

活断層	警固断層南東部	小倉東断層	西山断層	水縄断層	地表に活断層が現れていない地域
震源断層長さ(km)	27	17	31	26	各市町村の直下10km
震源断層幅(km)	15	8.5	15	15	
想定マグニチュード(M)	7.2	6.9	7.3	7.2	6.9



(3) 糸田町における想定被害

糸田町に大きな影響を与える想定地震については、福岡県地域防災計画において西山断層を震源とした地震及び直下型地震が想定されており、その被害想定は次のとおり。

【想定被害】

- 算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4 m／秒である。
- 建物被害の概要
西山断層の想定では、筑豊地方を中心に木造建物が全壊12,526棟、半壊12,655棟、非木造建物が全壊855棟、半壊1,169棟と予測される。
- 人的被害の概要
西山断層の想定では、筑豊地方を中心に、死者数が844名、負傷者数が21,678名発生すると予測される。

震源断層 想定項目			西山断層 (北西端下部)		基盤一定 M6.9 直下 10 k m 糸田町全域
			福岡県全域	糸田町全域	
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木 造	12,526	226	152
		非 木 造	855	22	15
		計	13,381	248	167
	半壊 (中破)	木 造	12,655	142	107
		非 木 造	1,169	15	13
		計	13,824	157	120
ライフライン等被害 (箇所)	上 水 道		2,853	49	35
	下 水 道		200	0	0
	都 市 ガ ス 管		23	0	0
	配 電 柱		100	1	1
	電 話 柱		88	1	0
	道 路	高速道路*1 (km)	52	*2	*2
		国県道路	176	*2	*2
	鉄 道		365	*2	*2
火 災	湾岸係留施設 (km)		91.9	0	0
	炎 上 出 火 (件 数)		53	1	1
人的被害 (人)	延焼による焼失 (棟 数)		6	1	0
	死 者		844	15	11
	負 傷 者		21,678	547	431
	要 救 出 者		3,967	73	50
	要 後 方 医 療 搬 送 者 数		2,165	55	43
	避 難 者 数		23,025	431	289

*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

*2 道路・鉄道の被害箇所数については、確率手法を用いて被害を想定したものであるため、糸田町内での被害箇所は特定できない。

*活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した 3 パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点を示した。なお、破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

出典「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月 福岡県）」

2. 耐震化の現状

(1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めている。特定建築物は、下表の建築物のうち現行の耐震基準に適合しないものをいう。

用途		特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件		
		階数	面積			
不特定多数のものが利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上		
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,000㎡以上	1,500㎡以上		
	上記以外の学校			3以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上		2,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	3以上			2,000㎡以上	
	病院、診療所					
	劇場、観覧場、映画館、演芸場					
	集会場、公会堂					
	展示場					
	卸売市場					
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗					2,000㎡以上
	ホテル、旅館					
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿			2,000㎡以上		
	事務所					
	博物館、美術館、図書館			2,000㎡以上		
	遊技場					
	公衆浴場					
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				2,000㎡以上	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗					
	工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く）				2,000㎡以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための施設	2,000㎡以上					
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物						
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築物		500㎡以上		
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物		全ての建築物				

(2) 特定建築物の耐震化の状況

糸田町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

区分	昭和 57 年 以降の建築物[A]	昭和 56 年 以前の建築物[B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
公共特定建築物	4	4 3	8	7	87.5
民間特定建築物	0	3 0	3	0	0
特定建築物計	4	7 3	11	7	63.6

糸田町税務課資産税台帳データ及び糸田町財産台帳より集計（R3年4月現在）

(3) 住宅の耐震化の状況

糸田町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率は、以下のとおりである。

区分	昭和 57 年 以降の建築物[A]	昭和 56 年 以前の建築物[B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	1796	1469 0	3265	1796	55.0
共同住宅等	60	6 0	66	60	90.9
住宅計	1856	1475 0	3331	1856	55.7

糸田町税務課資産税台帳データ及び糸田町財産台帳より集計（R3年4月現在）

(4) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方は、以下のとおりである。

◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。）」。

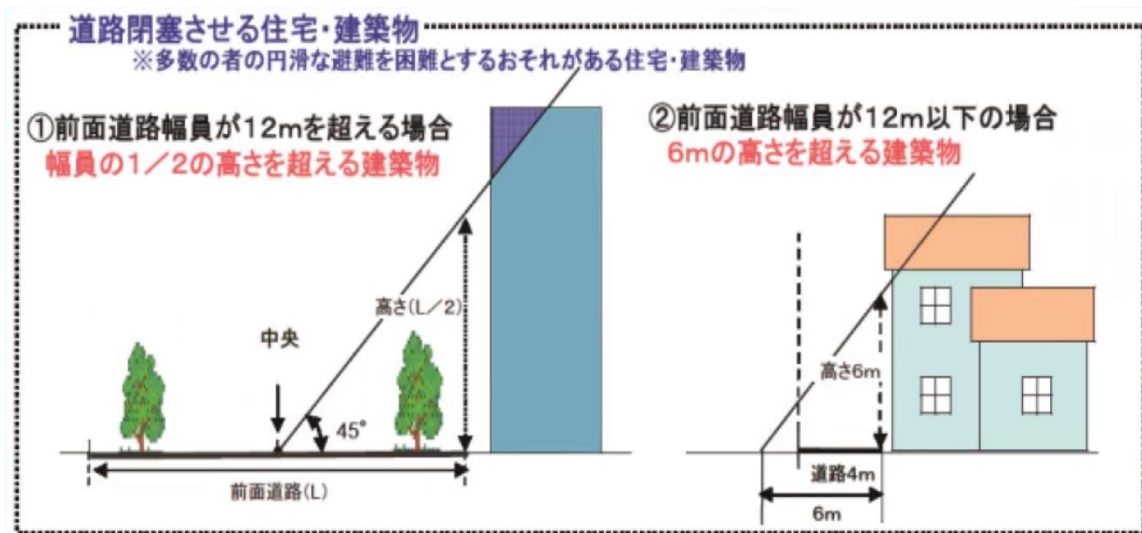
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地に接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

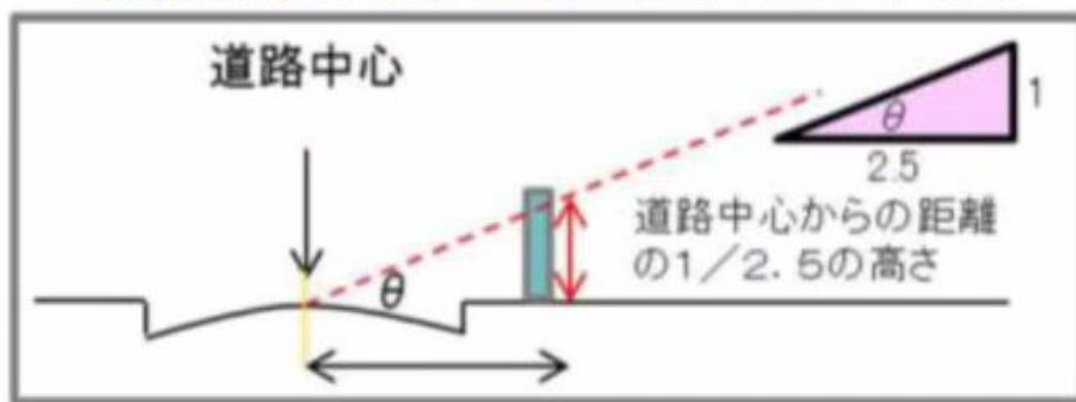
◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
 - イ 12 メートル以下の場合 6 メートル
 - ロ 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが 25 メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



通行障害建築物に追加されるブロック塀等



◆道路の指定の考え方

耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画（糸田町耐震改修促進計画）において指定する道路は、第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークとする。

◇耐震改修促進法 第6条第3項第2号「〔市町村耐震改修促進計画〕で定める事項」

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要であると認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項。

◇多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある通行障害建築物の状況

沿道の通行障害建築物（緊急輸送道路）の概数は、以下のとおりである。

区分	昭和 56 年以前の建築物 (A)	昭和 57 年以降の建築物 (B)	建築物数 (C=A+B)
建築物	2	10	12

3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 糸田町の耐震化の課題

① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、糸田町地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設、地域公民館等の建物については、優先的に耐震化を進める必要がある。

② 意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

③ 耐震化に向けた環境整備

町民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による町民への指導等に協力をしていく。また建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

④ 建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

(2) 糸田町の耐震化のこれまでの取り組み

① 耐震化の推進

糸田町が所有する建物の内、役場や中央公民館、小中学校においては平成22年度までに改修が完了している（小中学校体育館においては耐震性有り）。

② 建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、（一財）福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

③ 耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

④ 建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介を積極的に行なっている。

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

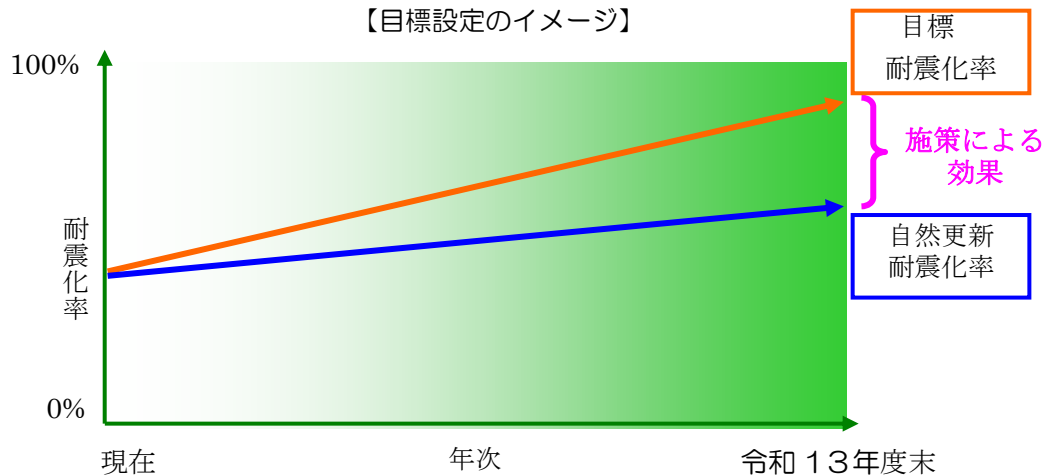
1-1 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年度までに少なくとも95%にすることが示されている。また、福岡県の目標は、福岡県耐震改修促進計画において令和2年度末において住宅と特定建築物ともに95%となっている。

本町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、本町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとする。

1-2 耐震化目標の設定

【目標設定のイメージ】



糸田町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総括的な目標として令和13年に以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通） 令和13年度末迄に耐震化率＝95%

	全棟数 (戸数)	昭和57年以降 建築棟数(戸数)	昭和56年以前建築棟数(戸数)		現状の耐震化率 (%)	耐震化率の目標 [令和13年度末] (%)
			棟数(戸数)	うち耐震性あり 棟数(戸数)		
特定建築物	11	4	7	3	63.6%	95%
住宅	3331	1856	1475	0	55.7%	95%

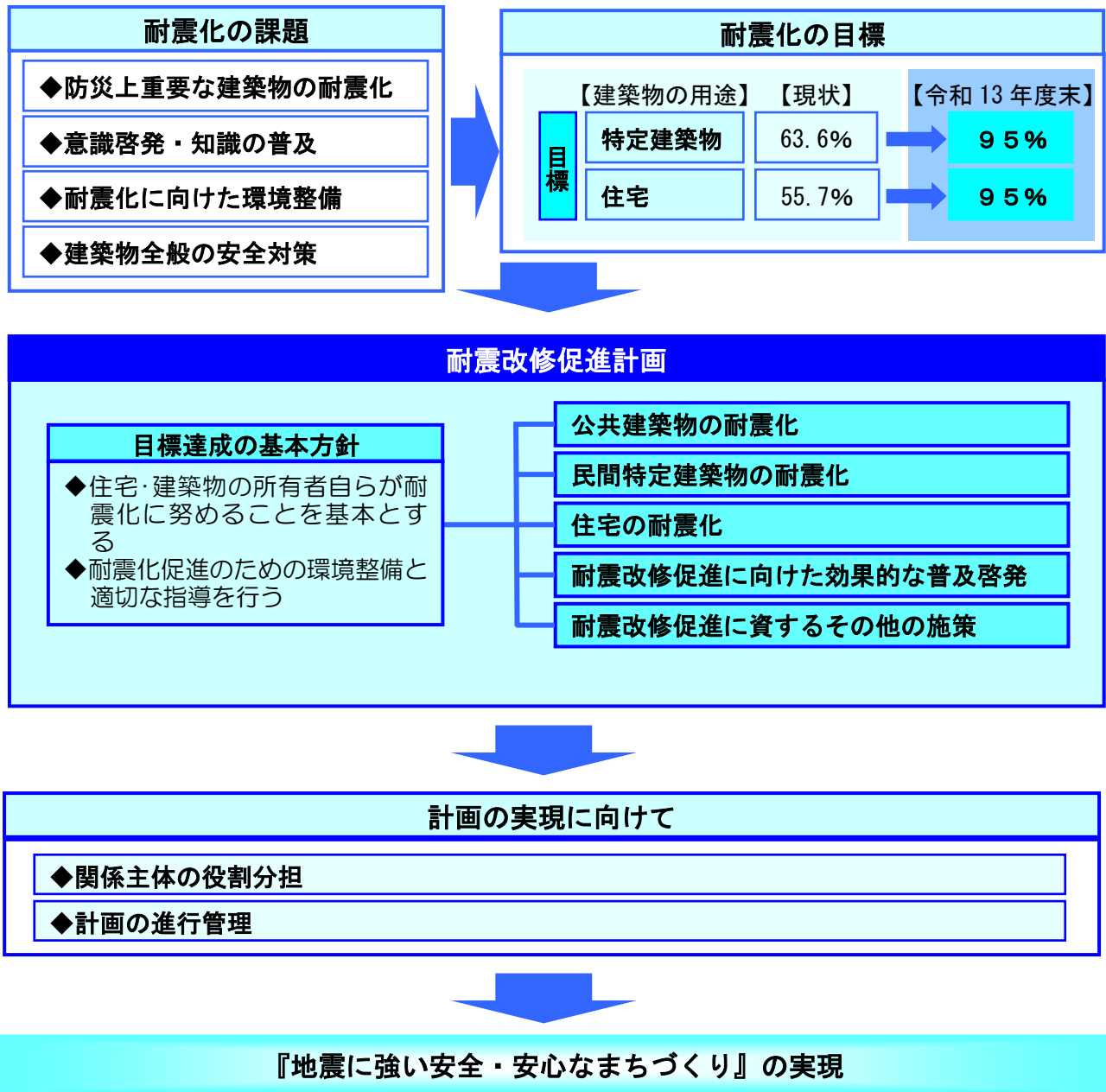
※目標達成のためには、特定建築物の耐震改修を4棟、住宅の耐震改修を1,309戸実施する必要がある。

2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、糸田町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

(2) 施策の体系



3. 施策の概要

3-1. 公共建築物の耐震化

糸田町の公共施設はほぼ新耐震基準で建設、または改修されている他、糸田町立の全学校施設も平成22年度に改修が終了している。しかし町立保育所や社会教育施設等、避難場所に位置付けられているが耐震化が済んでいない建築物については計画的に耐震化を推進していく。

なお、建築物の利用上又は費用対効果が得られない等の理由で耐震改修を行うことが適切ではないと考えられる場合は、建替又は解体等の検討を行うものとし、推進にあたっては、「社会資本整備総合交付金」等の補助制度等を活用していく。

また町営住宅については、長寿命化計画との整合を図りながら、計画的に耐震化を推進していく。

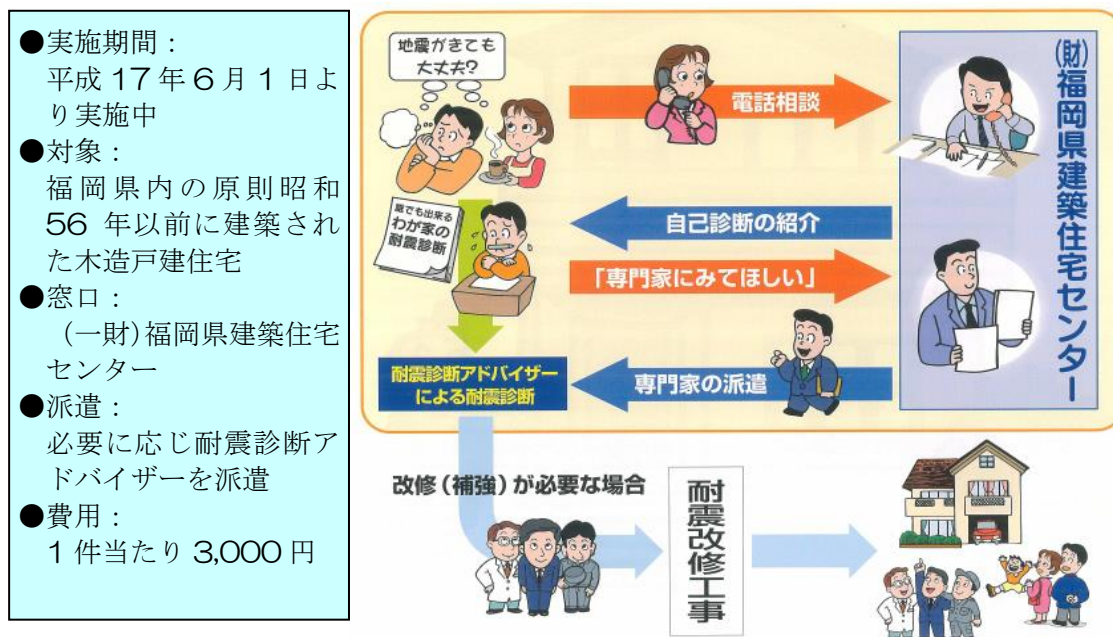
3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第7条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。糸田町では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

3-3. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

①耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



②耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

3－4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して町民への知識の普及と啓発に努めていく。

- ①地震発生リスクに対する町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。
- ②地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。
- ③福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

3－5. 耐震改修促進に資するその他の施策

① 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

② ブロック塀等の安全対策への支援

避難路（※）沿いのブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、要件を満たすブロック塀等の一部又は全部の撤去に関する費用に対し、国の補助事業等を活用して実施される糸田町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に基づき、町から補助金を交付します。

※「避難路」とは・・・住宅や事業所等から避難所や避難地へ至る私道を除く経路。

③ 総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

第4章 計画の実現に向けて

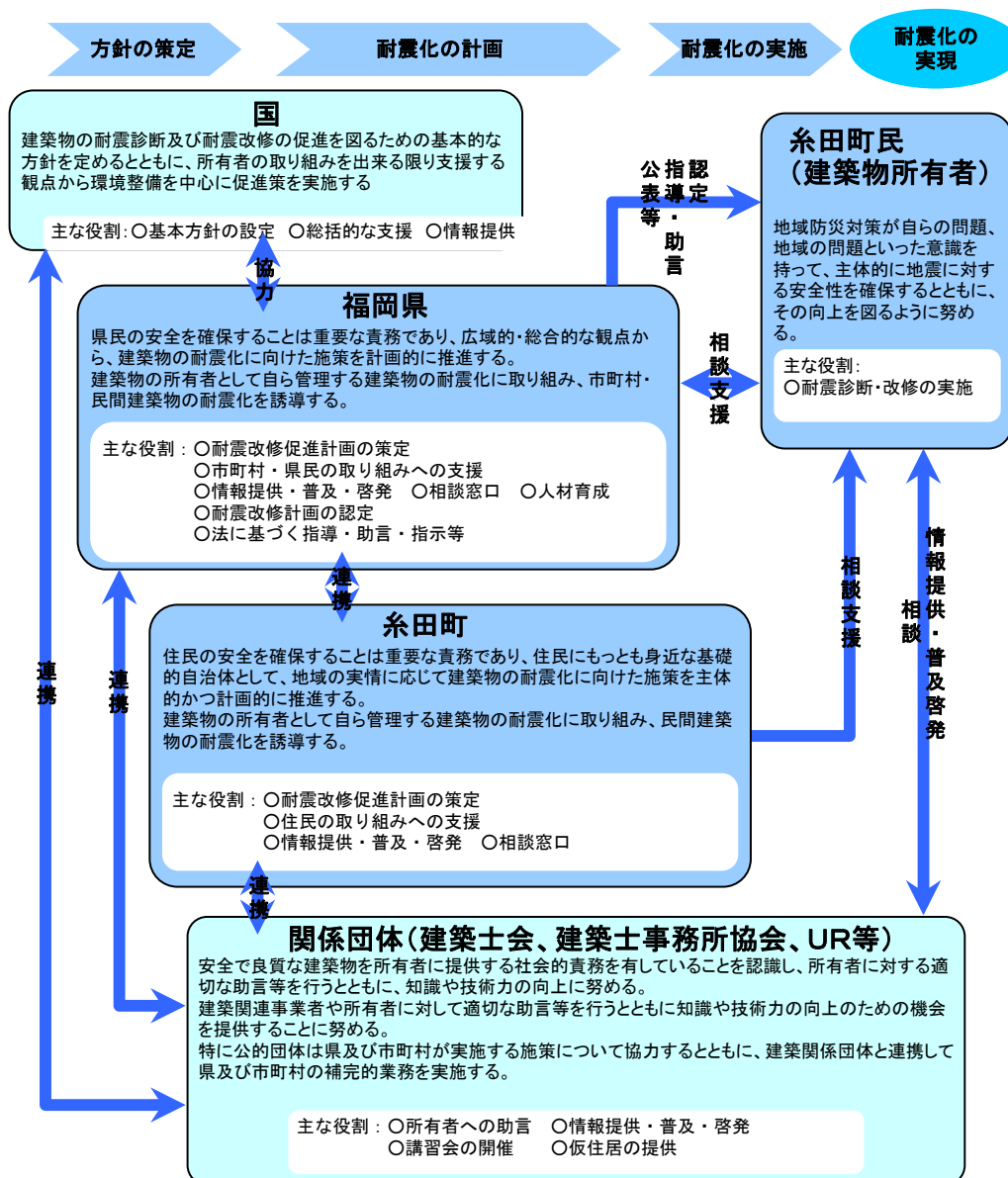
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や県民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、町民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

1. 耐震改修促進法

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。
3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）

の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

- 第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

（計画の認定）

- 第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
 - 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなならないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - （１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - （２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適

用する。

- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

- 第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

- 第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

- 第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

- 第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

- 第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。
- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の

適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（住宅金融公庫の資金の貸付けの特例）

第十六条 住宅金融公庫が、認定建築物である住宅の耐震改修をしようとする認定事業者に対し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十条第四項の規定による限度内において同法第十七条第五項の規定により資金を貸し付ける場合においては、当該貸付金を同法第二十一条第一項の表四の項に規定する優良住宅改良に係る貸付金とみなして、同項の規定を適用する。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければな

- らない。
- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

（帳簿の備付け等）

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支

支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第十八条第二項又は第二十二條から第二十四條までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第二十四条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

- 2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

（２）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令
（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）

最終改正：平成一八年九月二六日政令第三二〇号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
 - 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

- 第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

- 第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

- 第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。
- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
 - 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

- 第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂

- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄
(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

附 則 （平成八年三月三十一日政令第八七号） 抄
この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年八月二十九日政令第二七四号）
この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 （平成十一年一月一三日政令第五号）
この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成十一年一〇月一日政令第三一二号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

第十四条 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの（次項において「特定事務」という。）に専

ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。
- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一月一〇日政令第三五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

2. 用語解説

	項目	ヨミガナ	解説
カ	活断層	カツタ ^ス ソウ	最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。(断層:岩体または地層が、剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと)
キ	基本方針	キホンホウシン	耐震改修促進法の第4条に定められている建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針で、実施に関する基本的な事項、目標の設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項を定めている。
	緊急輸送道路	キンキュウユソウト ^ウ ロ	地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑・確実に実施するために必要な道路のことで、兵庫県南部地震以降、全国の都道府県において、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を定め、該当路線の耐震対策を重点的に実施している。
サ	災害対策基本法	サイガ ^イ タイサクキホンホウ	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として定められた法律。
シ	地震防災推進会議	ジシンボウサイスイインカイギ [*]	住宅や建築物の耐震化促進を目的として国土交通省が会議を設置。会議では、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などが検討されている。
	住宅性能表示制度	ジュウタクセイノウヒョウジセイト [*]	住宅性能表示制度とは、見かけでは分からない性能:例えば「地震や台風への対策をどの程度しているか」とか「高齢者が住むときにどの程度使いやすくできているか」など個々の住宅の持つ「性能の水準」が「どの程度のものであるか」について「共通のものさし」を使って「住宅の性能」を評価する制度である。「共通のものさし」には、これから住宅を取得される方々の要求が高いと思われる9つの性能表示事項が採用されている。
	住宅・土地統計調査	ジュウタク・トチトウケイチョウサ	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査。

	項目	ヨミガナ	解説
シ	所管行政庁	ショカンギョウセイチョウ	建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。(県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する) * 建築主事とは、自治体の行政機関のひとつで、新しく建てられる建物の敷地、構造、設備が建築基準法その他の法令に適合しているかどうかを審査するところ。
	新耐震基準	シンタイシンギジュン	昭和53年の宮城沖地震の後、昭和56年6月建築基準法の改正により新耐震基準が施行された。新耐震基準の考え方は、中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものである。
タ	耐震改修	タイシンカイシュウ	耐震診断によって、不足している部分を改めること。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法がある。耐震改修を行う場合、建築基準法の特例(緩和)や建築確認手続きの特例、各種の低利融資等を受けるためには、耐震改修促進法第8条第1項に規定する「耐震改修計画の認定」の申請をして、この法律を所管する「所管行政庁」の認定を受ける必要がある。
	耐震改修支援センター	タイシンカイシュウシエンセンター	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人であって、国土交通大臣が指定するもの。認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供等の業務を行う。
	耐震改修促進計画	タイシンカイシュウソクシンケイカク	耐震改修促進法に定められた国の基本方針において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられた。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされており、特に公共建築物については、耐震診断の実施・結果公表、具体的な耐震化の目標設定、整備プログラム策定等により重点化を図り、着実な耐震性の確保を図るものとされている。また、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、計画の策定に努めるものとしている。
	耐震改修促進法	タイシンカイシュウソクシンホウ	地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年10月に制定された法律(正規には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」という。)。近年の大地震の頻発や東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下型地震の発生の切迫性などから、平成18年1月26日から「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。

	項目	ヨミガナ	解説
タ	耐震化率	タイシンカリツ	建築基準法の耐震基準を満足している建築物数の割合。耐震基準を満足している建築物は、昭和56年以降に建築されたもの、昭和56以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたもの及び耐震改修を行ったものが計上される。
	耐震診断	タイシンシンダン	建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の使用などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討すること。
	耐震診断アドバイザー	タイシンシンダンアドバイザー	耐震診断について、適切なアドバイスや情報提供を行う専門家。福岡県では昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅を対象としてアドバイザーの派遣を行っている。（建築物所有者の派遣費用負担は3,000円）
	耐震等級	タイシントウキョウ	建物の強さを表す指標として、品確法の住宅性能表示での耐震等級がある。最低の基準として建築基準法の範囲内を等級1、建築基準法の1.25倍の強さを等級2、建築基準法の1.5倍の強さを等級3として、3段階の耐震等級が設けられている。
チ	地域防災計画	チイキホウサイケイカク	地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的として策定する計画。災害対策基本法第42条の規定及び中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、地方防災会議が地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、総合的な運営を計画化したもの。
チ	中央防災会議	チュウオウホウサイカイギ	内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議。防災基本計画、地域防災計画、非常災害の際の緊急措置に関する計画等の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議や内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申などを主な役割とする。
ト	特定建築物	トクテイケンチクブツ	学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上もの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物をいう。
ホ	防災拠点建築物	ホウサイキョテンケンチクブツ	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる建築物。